

東京大学医学部附属病院教職員環境安全衛生管理規程

(平成17年 4月 1日制定)
改正 平成18年 3月30日
改正 平成22年 4月 1日
改正 令和 2年 3月26日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、東京大学医学部附属病院教職員就業規則第42条に規定する東京大学医学部附属病院（以下「本院」という。）における教職員の環境安全衛生の確保に関し必要な事項を定める。

2 本院の教職員の環境安全衛生の確保に関しては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「安衛法」という。）及びその他の法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

3 本院が教職員の環境安全衛生の確保に関して別に規程を定めたときは、この規程によるほか、当該規程の定めるところによる。

(総括者)

第2条 病院長は、本院の環境安全衛生管理を総括し、この規程及び法令等に定める労働災害防止の基準を守り、本院における教職員の環境安全衛生の確保と快適な職場環境の形成に努めなければならない。

第2章 環境安全衛生管理体制

(病院長)

第3条 病院長は、本院の総括安全衛生管理者として、本院の環境安全衛生管理活動を統括管理し、本院における教職員の環境安全衛生の確保に努め、法令等の定めるところに従い、所属教職員の環境安全衛生の確保に必要な措置を講じなければならない。

2 病院長は、旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって総括安全衛生管理者としての職務を行うことができないときは、代理者を選任しなければならない。

3 病院長は、本院の環境安全衛生の確保に関する措置を行うに必要な権限を有する。

(衛生管理者)

第4条 病院長は、衛生管理者資格を有する教職員のうちから、衛生管理者を選任するものとする。

2 衛生管理者は、以下に定める業務を行い、教職員の環境安全衛生の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(1) 健康に異常のある者の発見及び措置

(2) 作業環境の衛生上の調査

(3) 作業条件、施設等の衛生上の改善

(4) 労働衛生保護具、救急用具等の点検及び整備

(5) 労働衛生教育、健康相談その他労働者の健康保持に必要な事項

(6) 労働者の負傷及び疾病、それによる死亡、欠勤及び異動に関する統計の作成

(7) 職務上の記録の整備（衛生日誌、職場巡視記録等）

（産業医）

第5条 産業医は、2名以上の者を有資格者のうちから、病院長が選任するものとする。

2 産業医は、健康管理に関する業務、その他法令等に定める業務等を行う。

3 産業医の指名又は委嘱については、別に定める。

（作業主任者）

第6条 作業主任者は、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「安衛法施行令」という。）第6条に掲げる業務を行う作業場ごとに、病院長が定めるものとする。

2 作業主任者は、当該業務に係る法令等で定める免許又は資格等を保有し、作業主任者として適格と認められる者をもって充てるものとする。

3 作業主任者は、当該作業に従事する教職員等の指揮及び法令等で定めるその他の事項を行うものとする。

（火元責任者）

第7条 病院長は、防火上適切と認められる施設の区分ごとに、火元責任者を定めるものとする。

2 火元責任者は、消防法に定める防火責任者を補佐し、指定された区域における火災予防に関する業務を行うものとする。

（安全衛生委員会）

第8条 安衛法第19条に基づき、東京大学医学部附属病院安全衛生委員会（以下「安全衛生委員会」という。）を置く。

2 安全衛生委員会は、本院における教職員の環境安全衛生管理のために基本となるべき対策に関して、調査審議し、病院長に対して意見を述べるものとする。

3 安全衛生委員会は、病院長又は病院長に準ずる者のうちから病院長が指名した者、本院の衛生管理者のうちから病院長が指名した者、本院の産業医のうちから病院長が指名した者及び本院の教職員で環境安全衛生に関し経験を有する者から病院長が指名した者で構成するものとする。

4 病院長は、前項の指名にあたり、病院長又は病院長に準ずる者のうちから病院長が指名した者以外の委員の半数については、本院の教職員の過半数代表者の推薦に基づいて指名するものとする。

5 安全衛生委員会は、1か月に1回以上開催するものとする。

6 安全衛生委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（環境安全管理室）

第9条 本院教職員の化学物質等による健康障害及び労働災害を防止し、適切な労働安全衛生管理を推進し、本院の労働安全衛生管理に必要な業務を統括することを目的として、環境安全管理室を置く。

2 環境安全管理室の組織及び業務については、東京大学医学部附属病院環境安全管理室内規（令和元年12月1日制定）による。

（野外における教育研究活動の体制）

第10条 野外における教育研究活動を行う場合には、環境安全衛生管理の責任者及びその責

任者の事務を補助する者を定めるものとする。

2 野外における教育研究活動に関する必要な事項は別に定める。

(衛生管理者等の教育)

第11条 病院長は、衛生管理及びその他の環境安全衛生活動に従事する者の能力向上のため教育等を受ける機会を与えるように努めるものとする。

(教職員)

第12条 教職員は、環境安全衛生の確保に当たって、法令等を遵守しなければならない。

2 教職員は、環境安全管理室長等の環境安全衛生の確保に関する指導に従わなければならない。

3 教職員は、病院の実施する環境安全衛生管理活動に協力しなければならない。

第3章 環境安全衛生の確保に関する措置

(危険を防止するための措置)

第13条 病院長は、環境安全衛生の確保を脅かす危険の発生を防止するために、教職員が互いに協力して危険の発生の防止に努める内容を含め、必要な措置を講ずるものとする。

(有害な業務に係る措置)

第14条 病院長は、安衛法施行令第22条に掲げる有害な業務（以下「特定有害業務」という。）その他の健康障害を生ずるおそれのある業務に従事する教職員については、法令等の定める健康障害を防止するための措置を講ずるものとする。

2 病院長は、特定有害業務の行われる場所については、法令等の定めるところにより、作業環境測定を行うものとする。

(緊急事態に対する措置)

第15条 病院長は、教職員に対する災害発生の危険が急迫したときは、当該危険に係る場所、教職員の業務の性質等を考慮して、業務の中断、教職員の退避、救護等の適切な処置を講ずるものとする。

2 病院長は、前項の措置を的確かつ円滑に講ずることができるようにするため、設備等の整備、教職員の教育及び訓練等を行うものとする。

(設備等の使用制限、検査及び届出)

第16条 病院長は、安衛法施行令第12条若しくは第13条に掲げる設備等を設置し、又は教職員に使用させる場合には、法令等の定める条件を満たすものとする。

2 病院長は、安衛法施行令第12条に掲げる設備等については、使用検査、変更検査、性能検査及び定期自主検査等法令等に定める検査を、安衛法施行令第15条に掲げる設備等については、定期自主検査を、それぞれ検査員を指名又は委嘱して行うものとする。

3 病院長は、安衛法施行令第12条に掲げる設備等を設置し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、事業場の長に報告するものとする。

(有害物質の使用等の制限)

第17条 病院長は、教職員に重度の健康障害を生ずる安衛法施行令第16条に掲げる物質については、試験又は研究を目的とする場合で、所轄の行政官庁の承認を得たときを除き、教職員に製造し、又は使用させてはならない。

2 病院長は、教職員に重度の健康障害を生ずるおそれのある安衛法施行令第17条に掲げる

物質については、所轄の行政官庁の承認を得たときを除き、教職員に製造させてはならない。
(有害性の調査等)

第18条 病院長は、化学物質、その他の物で、教職員の健康障害を生ずるおそれのあるものについては、それらの有害性等を調査し、法令等の規定による措置を講ずるほか、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(作業時間の制限)

第19条 病院長は、特定有害業務等に従事する教職員については、教職員の健康障害を防止するため、法令等の定める作業時間を超えて教職員に従事させないものとする。

(健康診断の実施)

第20条 病院長は、法令等に基づき、教職員の健康診断実施するものとする。

2 教職員の健康診断は、一般健康診断、特殊健康診断及び臨時の健康診断とする。

(事後措置等)

第21条 病院長は、健康診断の結果、異常があると認められた教職員については産業医又は産業医が選任されていない場合は医師の意見を聴取し、健康の保持増進に必要な適切な事後措置をとるものとする。

2 病院長は、一般健康診断を受けた教職員に対し、健康診断の結果を通知するものとする。

3 病院長は、健康診断の結果に基づいて必要と認める場合には、教職員に就業の禁止、勤務時間の制限等、当該教職員の健康保持に必要な措置を講ずるものとする。また、医師又は保健師による保健指導を行うように努めることとする。

4 教職員は、正当な理由がない場合には、前項の措置を拒んではならない。

(就業禁止)

第22条 病院長は、安衛法第68条の規定により、所属教職員のうち次の各号のいずれかに該当する者については、その就業を禁止しなければならない。ただし、第1号に掲げる者について伝染予防の措置を施した場合は、この限りではない。

(1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかった者

(2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者

(3) その他、前2号に準ずる疾病にかかり産業医が就業不相当と認めた者

2 病院長は、前項第1号に掲げる疾病の疑いのある者に対し、その就業を禁止することができる。

3 病院長は、前2項の規定により、就業を禁止しようとするときは、あらかじめ、産業医その他専門の医師の意見をきかなければならない。

(秘密の保持)

第23条 教職員の健康に関する業務に従事する教職員及び過去に従事した教職員は、職務上知り得た教職員の心身の欠陥その他の秘密を他に漏らしてはならない。

(健康管理手帳)

第24条 安衛法施行令第23条に掲げる業務に従事する教職員が、これらの業務に従事しないこととなった場合には、当該教職員に健康管理手帳がすでに交付されている場合を除き、すみやかにその旨を病院長に報告するものとする。

第4章 労働者の就業にあたっての措置

(環境安全衛生教育)

第25条 病院長は、教職員を雇い入れた時及び危険又は有害な業務に従事させる場合には、法令等の定めるところにより、当該教職員が従事する業務に関する環境安全衛生の確保のため必要な事項について、教育を行うものとする。

(危害のおそれの多い業務の従事者)

第26条 病院長は、安衛法その他の法令の定める免許又は資格等を有する教職員を、安衛法施行令第20条に掲げる業務に従事させるものとする。

2 病院長は、安衛法施行令第20条に掲げる業務以外の業務で危害のおそれの多いものについては法令等の定めるところにより、危害防止のための特別の教育を受けた教職員を当該業務に従事させるものとする。

(健康障害の防止上特に配慮を必要とする教職員)

第27条 病院長は、健康診断の結果、健康障害の防止上特に配慮を必要と判断された教職員については、配置、業務の遂行方法等に関して心身の条件を十分に考慮するように努めるものとする。

第5章 記録及び報告

(記録及び保存)

第28条 病院長は、教職員の健康診断に関する記録を作成し、教職員の離職後5年間、これを保存するものとする。また、特殊健康診断に関する記録は、法令等に定められた期間保管するものとする。

2 病院長は、教職員が他の部局又は機関等に異動した場合には、当該教職員の健康管理に関する記録を異動後の部局又は機関等に移管するものとする。

3 病院長は、有害な業務に係る作業環境測定及び設備等の検査に関する記録を作成し、当該検査終了後法令等の定める期間保存するものとする。

(健康診断実施結果の報告)

第29条 病院長は、毎年4月末日までに、前年4月1日に始まる年度における健康診断実施の結果及び教職員に対して行った健康管理上の指導事項の概要を安全衛生委員会に報告するものとする。

(災害及び緊急時に関する報告)

第30条 病院長は、教職員の勤務する場所において発生した災害又は事故及びその発生状況を遅滞なく環境安全管理室に報告するものとする。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 この規程の制定に伴い、東京大学医学部附属病院職員健康安全管理規則（平成4年1月8日制定）を廃止する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。